

<コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生水準の維持向上のために必要な措置>

(H20.12 作成)

- 隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から容易に見通せること。
- 他の用途に供する施設と区隔されていること。
- 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。次式により算出した面積以上であることが望ましい。

$$Q \text{ (m}^2\text{)} = 5.5 + 1.2n$$

Q : 施設の床面積 (m²)

n : 設置する洗濯機及び乾燥機の台数 (台)

洗濯機及び乾燥機が上下1組になっているものは、1台とみなす

- 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- 採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
各作業面の照度は、300Lux以上であることが望ましい
CO₂濃度が1,000ppm以下で、かつ、CO濃度が10ppm以下であることが望ましい
- 床面及び腰張りは、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で造られていること。
床面の清潔保持が目的であるため、床面表面が不浸透性であること。
- 床面は、排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行えること。
床面の水洗い清掃が可能であること。
- 流水式手洗設備が設けられていること。
- 水洗いにより洗濯する機械を設置する場合は、60℃以上の温湯が得られる給湯設備を備えることが望ましいこと。
- ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設は、次によること。
 - 1 ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - 2 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - 3 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
 - 4 テトラクロロエチレンを使用する洗濯機には、洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレンを適切に除去することができる排液処理装置を設置すること。
- 便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区隔されていること。
- 自動販売機等洗濯に関係のない機械を備える場合は、洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- ごみ箱が置かれていること。

● 特定施設の届出

テトラクロロエチレンを使用する施設は、排水を下水道に排出する場合は、上下水道部給排水課へ下水道法に基づく特定施設設置の届出が必要です。排水を下水道以外に排出する場合は、環境部環境企画課へ水質汚濁防止法に基づく特定施設設置の届出が必要です。

下水道法第12条の3・水質汚濁防止法第5条

△ 衛生管理責任者等の選任

- 1 施設及び設備を衛生的に管理させるため、施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- 2 衛生管理責任者は、営業時間内は営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要に応じて管理業務を行える体制を整えておくこと。
- 3 ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。
- 4 営業者及び衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示すること。

△ 利用方法の周知に関する事項

営業者は、営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めるものとする。

- (1) 洗濯機、乾燥機等の機械設備の使用方法に関すること。
- (2) 洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否並びに留意事項に関すること。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。
- (4) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (5) 伝染性の疾病にかかっている者又はその者に接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。
- (6) し尿の付着したおむつ、靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を掲示すること。）。
- (7) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請する事項に関すること。

○ 施設基準

△ 措置基準

● その他注意事項